

報告第 18 号

臨時代理した事件(名張市スポーツ推進委員の委嘱及び解嘱)の承認 について

名張市スポーツ推進委員に関する規則(昭和39年教育委員会規則第31号)第3条の規定に基づく名張市スポーツ推進委員の委嘱及び解嘱については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 2年 7月 3日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

令和2年度名張市スポーツ推進委員名簿

(任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日)

年齢・年数基準日：令和2年4月1日

NO	名前	フリガナ	性別	年数	新・再	任命基準	種目	備考
1	川合 滋	カワイ シゲル	男	34	再任	有識経験者	レク全般	
2	奥田 和彦	オクダ カズヒコ	男	34	再任	〃	ニュースポーツ	
3	森岡 秀之	モリオカ ヒデユキ	男	34	再任	〃	卓球	会長・県理事
4	橋岡 敬子	ハシオカ ケイコ	女	32	再任	〃	ソフトボール	副会長
5	鈴木 幸栄	スズキ サチエ	女	22	再任	〃	卓球 ファミリーバドミントン	県女性委員
6	橋 久美子	ハシバナ クミコ	女	10	再任	〃	テニス	事業部副部長
7	山口 斉紀	ヤマグチ セイキ	男	25	再任	〃	陸上 水泳	
8	鎌田 妙子	カマタ タエコ	女	5	再任	〃	弓道	
9	鈴木 啓史	スズキ ヒロシ	男	18	再任	〃	ソフトバレー	副会長・ 県評議委員
10	和田 雅博	ワダ マサヒロ	男	16	再任	〃	スキー	指導部長
11	西垣 貴樹	ニシガキ タカキ	男	7	再任	地区推薦者 中央ゆめづくり	サッカー	事業部副部長
12	鈴木 佑一	スズキ ユウイチ	男	2	再任	〃 名張	サッカー	
13	山岡 徳幸	ヤマオカ トクユキ	男	12	再任	〃 蔵持	陸上	
14	松本 秀幹	マツモト ヒデミキ	男	2	再任	〃 川西・梅が丘	バレーボール	
15	古谷 和江	フルタニ カズエ	女	22	再任	〃 薦原	卓球	
16	松本 雅次	マツモト マツクガ	男	18	再任	〃 美旗	アーチェリー	
17	武田 忠春	タケダ タダハル	男	1	新任	〃 比奈知	サッカー・バレー	
18	尾嶋 弘務	オジマ ヒロム	男	4	再任	〃 すずらん台	ソフトボール	
19	松尾 雄二	マツオ ユウジ	男	4	再任	〃 つつじが丘	陸上	企画部副部長
20	川合 頼子	カワイ ヨリコ	女	14	再任	〃 錦生	陸上	
21	今川 新一	イマガワ シンイチ	男	2	再任	〃 赤目	ソフトボール他	
22	森嶋 清尚	モリシマ キヨシ	男	18	再任	〃 箕曲	陸上	
23	中西 隆之	ナカニシ リュウジ	男	4	再任	〃 青蓮寺・百合が丘	サッカー	事業部長
24	木平 雅和	キヒラ マカサ	男	14	再任	〃 国津	登山	企画部長
25	谷岡 敏博	タニオカ トシヒロ	男	18	再任	〃 桔梗が丘	サッカー	副会長

○名張市スポーツ推進委員に関する規則

昭和39年3月4日教育委員会規則第31号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、スポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、教育委員会が委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員の定数は30名以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任することができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月6日教育委員会規則第4号)

この規則は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年2月9日教育委員会規則第2号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月13日教育委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年2月10日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月19日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。